

住民税(市・県民税)の公的年金からの特別徴収制度(天引き)が始まります

■ 平成21年10月から、公的年金などに係る所得に対する個人住民税のお支払い方法が変わります。

地方税法の改正により、今まで納付書や口座振替で納付していただいている、公的年金に係る住民税(市・県民税)が、平成21年10月支給分の年金から天引きされるようになります。

この制度は高齢者の納稅における利便性を図ることを目的としています。なお、この制度の導入による税負担の変化はありません。(お支払い方法が変わるだけです。)

■ 対象となる方

65歳以上の公的年金を受給されている方(当該年度の4月1日に老齢基礎年金などを受けている方)

※ ただし、次の方は、特別徴収の対象となりません。

- 1) 介護保険料の特別徴収がされていない場合
- 2) 介護保険の特別徴収対象年金が遺族年金、障害年金である場合
- 3) 老齢基礎年金の給付額の年額が18万円未満である場合
- 4) 当該年度の特別徴収額が老齢基礎年金の給付額の年額を超える場合
- 5) 対象となる年金から、所得税、介護保険料、後期高齢者医療保険料又は国民健康保険税を控除した後の額が、個人住民税の年税額より少ない場合



■ 実施される時期

平成21年10月支給分の公的年金より



〈特別徴収制度〉とは、年金保険者が住民税を年金から引き落として直接納入することです。

■ 徴収方法及び税額

公的年金などに係る所得に対する個人住民税の所得割額及び均等割額を、対象となる年金から特別徴収します。

ただし、年金からの特別徴収は、本年10月支給分から実施となり、本年度の上半期(6月・8月)は、今までどおり普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただくことになりますので、ご注意ください。

本年度(年金特別徴収の初年度の徴収方法)

年金からの特別徴収開始

徴収方法	普通徴収(納付書又は口座振替)		年金特別徴収(天引き)		
課税月(期)	6月(2期)	8月(3期)	★10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)
徴収税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

平成22年度(次年度以降の徴収方法)



年金特別徴収(天引き)

徴収方法	年金特別徴収(天引き)		
	仮徴収		本徴収
課税月(期)	4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)
徴収税額	前年度の2月と同額ずつを徴収		年税額から仮徴収額を控除した額の1/3ずつを徴収

前年度の2月に特別徴収された金額と同額が仮徴収として年金から特別徴収されます。

年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額が特別徴収されます。

(注)年度途中で税額が増額となった場合には、特別徴収は中止となり、徴収済額を除いた残額の全てを普通徴収に切り替えます。